平成２８年（再イ）第４号
兵庫県豊岡市竹野町竹野316番地
再生債務者　木谷　安彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月６日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

平成２８年（再イ）第３４号
12／４Ｃ　Ｎｇｕｙｅｎ　Ｔｈｉ　Ｍｉｎｈ　Ｋｈａｉ　Ｐｈｕｏｎｇ　Ｄａｋａｏ，Ｑｕａｎ　１．Ｔ／Ｐ　Ｈｏｃｈｉｍｉｎｈ　Ｃｉｔｙ，Ｖｉｅｔｎａｍ、住民票上の住所岡山市北区中仙道２丁目16番18号エクセレントヴィラ202
再生債務者　原田　和浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月６日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第５号
愛媛県大洲市北只88番地18
再生債務者　蕗　　友義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月６日　松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（再イ）第２１９号
札幌市西区平和２条７丁目８番23号
再生債務者　大村　　伸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第２２３号
北海道江別市上江別486番地の７　精華寮202
再生債務者　水戸　　真
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第９号
青森県八戸市小中野８丁目11番９号
再生債務者　漆田　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月６日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２８年（再イ）第１０号
長野県小諸市東雲３丁目13番４号　県営住宅４―304
再生債務者　森泉富思子（従前の氏名森泉ふじ子）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月６日　長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（再イ）第２３号
愛知県豊川市新桜町通２丁目23番地の５
再生債務者　桑原　基佳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月６日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（再イ）第３３号
三重県津市河芸町上野3026番地８
再生債務者　丹羽　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月６日　　津地方裁判所再生係

平成２８年（再イ）第４１号
岡山市南区片岡2315番地３
再生債務者　三宅　　塁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月６日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第１６号
愛媛県新居浜市清水町２番13号
再生債務者　上野　　弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月６日　松山地方裁判所西条支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第21号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により公告する。
平成29年２月17日
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
埼玉地域担当推進役　茂木　貴志
記
1　縦覧開始の日　平成29年２月18日（土）
（縦覧期間２週間）
2　縦覧場所　埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目42番地７
独立行政法人都市再生機構　首都圏ニュータウン本部　埼玉業務部
大宮西部業務事務所
3　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年１月31日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成29年２月17日
宮城県仙台市青葉区一番町四丁目六番一号
東北六県トラック厚生年金基金
代表清算人　髙橋　和夫

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年１月31日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。
1．代表清算人氏名　髙橋　和夫
2．住所　宮城県仙台市青葉区一番町四丁目六番一号
平成29年２月17日
東北六県トラック厚生年金基金